

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例の 一部改正（素案）の考え方について

1. 地域コミュニティ制度

(1) 地域コミュニティ制度の基本的な考え方

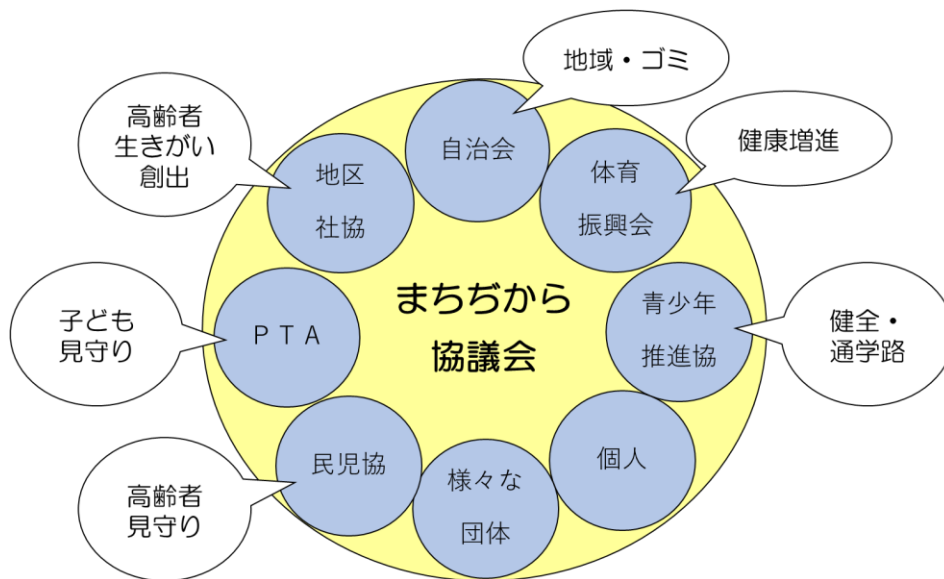
少子高齢化の進行や生活様式の変化に伴う地域への愛着・帰属意識の希薄化、地域課題の多様化といった社会的背景を踏まえ、本市の住民自治を促進するために必要な制度として、平成28（2016）年から地域コミュニティ制度を開始しました。

地域コミュニティ制度は、「茅ヶ崎市自治基本条例」の第25条（コミュニティ）・第26条（協働）の規定を踏まえ、誰もが住みやすい地域であり続けるために、地域が一体となって地域課題の解決に向けて取り組むことで、地域力の向上を図り、市民主体のまちづくりを推進することを目的としています。

(2) 『まちぢから協議会』の概要

各自治会を中心に、地域の様々な団体や住民が参加し、地域課題を話し合う協議の場として、『まちぢから協議会』が設置されています。『まちぢから協議会』は、全ての住民が関わることができ、地域全体のまちづくりに取り組む、地域における総合性を持った組織です。

地域の様々な団体や個人が、自分たちの地域について話し合い、地域課題を共有し、その課題を解決するために必要なサービスや事業を市と協働して実行することで、地域の“まちぢから”を高めていくことを目指しています。また、地域で活動している多様な担い手が連携することで、活動の更なる発展に繋がります。



【まちぢから協議会のイメージ図】

2. 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例

(1) 条例の施行

本市の住民自治を促進するためには、地域課題を話し合う協議の場である『まちぢから協議会』が、継続的に活動できるようにしていくことが重要となります。

市として地域コミュニティの活動を支援するため、「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例」を制定し、平成28（2016）年4月に施行しました。

(2) 各地区の認定状況

本条例に基づき、各地区の『まちぢから協議会』が認定され、活動が行われています。

現在、13地区の内、12地区の『まちぢから協議会』が認定を受けています。

| | 名称 | 認定日 |
|----|----------------|-------------------|
| 1 | 浜須賀地区まちぢから協議会 | 平成28（2016）年 5月26日 |
| 2 | 松林地区まちぢから協議会 | 平成28（2016）年 7月27日 |
| 3 | 小和田地区まちぢから協議会 | 平成28（2016）年 7月27日 |
| 4 | 湘南地区まちぢから協議会 | 平成28（2016）年 7月27日 |
| 5 | 海岸地区まちぢから協議会 | 平成28（2016）年11月17日 |
| 6 | 小出地区まちぢから協議会 | 平成28（2016）年11月17日 |
| 7 | 南湖地区まちぢから協議会 | 平成28（2016）年11月17日 |
| 8 | 鶴嶺東地区まちぢから協議会 | 平成28（2016）年11月17日 |
| 9 | 松浪地区まちぢから協議会 | 平成29（2017）年 3月 1日 |
| 10 | 鶴嶺西地区まちぢから協議会 | 平成29（2017）年 9月25日 |
| 11 | 茅ヶ崎地区まちぢから協議会 | 平成30（2018）年 2月 8日 |
| 12 | 茅ヶ崎南地区まちぢから協議会 | 平成30（2018）年 2月 8日 |

(3) 認定基準

『まちぢから協議会』として、認定を受けるには、条例で規定した以下の(1)から(8)までの基準を全て満たす必要があります。

茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例（一部抜粋）

(認定)

第2条 地域において公益を増進するために活動するコミュニティであって、次項各号に掲げる基準に適合するものは、市長の認定を受けることができる。

2 市長は、前項の認定(以下「認定」という。)を申請したコミュニティが次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該コミュニティについて認定をするものとする。

| |
|---|
| <p>(1) 市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域(以下「認定区域」という。)において主として活動するものであって、公益を増進するために活動することを主たる目的とするものであること。</p> <p>【条文の趣旨】</p> <p>市長の認定を受けようとするコミュニティは、市長が別に定める区域のうち、いずれかの区域において主として活動するものであることが必要です。</p> |
| <p>(2) 認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものの全てが、現に構成員となっているものであること。</p> <p>【条文の趣旨】</p> <p>市長の認定を受けようとするコミュニティは、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていることが必要です。</p> |
| <p>(3) 認定区域、認定区域及びその周辺の区域又は認定区域の一部及びその周辺の区域において主として活動するコミュニティであって、規則で定めるものが、現に構成員となっているものであること。</p> <p>【条文の趣旨】</p> <p>市長の認定を受けようとするコミュニティは、認定区域等で活動するコミュニティのうち、規則で定めるものが構成員になっていることが必要です。</p> |
| <p>(4) 重要事項の決定に関与する者の一部が公募により選出されるものであること。</p> <p>【条文の趣旨】</p> <p>市長の認定を受けようとするコミュニティは、地域住民に開かれた場である必要があることから、コミュニティの重要事項の決定に認定区域に住所を有する住民が公募によって関われることが必要です。</p> |
| <p>(5) 活動の一環として行われる事業に認定区域に住所を有する全ての個人が参加できるものであること。</p> <p>【条文の趣旨】</p> <p>市長の認定を受けようとするコミュニティは、地域住民に開かれた場である必要があることから、コミュニティの活動に認定区域内に住所を有するすべての住民が参加できることが必要です。</p> |
| <p>(6) 民主的に運営されているものであること。</p> <p>【条文の趣旨】</p> <p>市長の認定を受けようとするコミュニティは、組織の運営や合意形成が民主的に行われることが必要です。</p> |

(7) 目的、名称、主として活動する区域その他規則で定める事項を規約で定めているものであること。

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、目的、名称、主として活動する区域等の地域において公益を増進するために活動するコミュニティとして基本的に定めるべき事項を規約で定めていることが必要です。

(8) 次のいずれかに該当する事業を行わないものであること。

ア 営利を目的とする事業

イ 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

エ 特定の公職の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

【条文の趣旨】

市長の認定を受けようとするコミュニティは、営利を目的とする事業、宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業、特定の公職の候補者にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業を行わないことが必要です。

3. 各地区の『まちぢから協議会』の現状

(1) 各地区の活動状況

各地区の『まちぢから協議会』では、自治会をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、体育振興会、青少年育成推進協議会、青少年指導員、PTA、こども会、公募委員など、各種団体の方々が委員として参画し、幅広い活動が展開されています。また、委員の他にも部会員として活動している方やイベント開催時にスタッフとしてサポートしている方など、多くの地域住民により、『まちぢから協議会』の活動が支えられています。

『まちぢから協議会』として認定を受け活動を開始して以降、各地区ではそれぞれの地域が抱える課題の解決に向け、精力的に取り組みが進められており、展開する事業は右肩上がりに増加しています。

各地域が抱える課題の内容や大きさはまちまちであり、市が市内全域を対象に一律に提供する行政サービスでは補いきれない部分について、各地区の『まちぢから協議会』が創意工夫のもと補完する形で事業を展開することで、地域の課題や住民ニーズに添った独自のサービスを提供することが可能となっています。

地域ごとに展開されている事業は様々ですが、誰もが住みやすい地域であり続けるために、地域が一体となって地域課題の解決に向けて取り組むことで、地域力の向上や市民主体のまちづくりの推進に繋がっています。

【事業の実施状況（市の特定事業助成金を活用して実施した事業）】

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 地区数 | 3 | 6 | 7 | 7 | 6 | 6 | 7 | 8 | 10 | 12 |
| 事業数 | 6 | 10 | 11 | 13 | 11 | 10 | 13 | 16 | 19 | 23 |

【事業の一覧（R6年度）】

| | テーマ | 地区 | 事業名 |
|----|----------------|------|--|
| 1 | 子ども・子育て世帯への支援 | 湘南 | 中学生の居場所づくり事業（中中トレイン） |
| 2 | | 松林 | 中学生の学習支援事業（ふくろう塾） |
| 3 | | 松林 | 子育て世代の居場所づくり事業（かんがるうのぼっけ） |
| 4 | | 浜須賀 | 地域乳幼児サポート事業 |
| 5 | 利便性の向上 | 小出 | 小出地区にて運行されている予約型乗合バスの利用者の増加を目的とした冊子の作成 |
| 6 | 生活環境の改善 | 小出 | ごみの不法投棄撲滅の為に「現場実践活動及び広報、研修」事業 |
| 7 | 賑わい・繋がり の創出 | 茅ヶ崎 | 茅ヶ崎地区体育祭 |
| 8 | | 茅ヶ崎南 | 挨拶の街づくり事業 |
| 9 | | 海岸 | 海岸地区盆おどり |
| 10 | | 南湖 | 南湖地区納涼盆おどり |
| 11 | 地域の魅力向上 | 小出 | 小出の魅力発信事業「駅ピアノ・小出地区まちぢから通信」 |
| 12 | | 小出 | 「下寺尾遺跡文化祭」等を通じた遺跡群保存活用及び振興事業 |
| 13 | | 小出 | 「相州小出七福神巡り」を活用した健康増進事業 |
| 14 | 住民への情報発信 | 海岸 | 広報紙発行事業 |
| 15 | | 湘南 | 広報活動事業 |
| 16 | | 松林 | 広報活動事業 |
| 17 | | 小和田 | 小和田地区広報誌「まちぢからニュース」発行事業 |
| 18 | | 松浪 | 広報「まつなみだより」発行事業 |
| 19 | | 浜須賀 | 広報「浜須賀まちのちから」発行事業 |

(2) 各地区における懸念事項

各地区の『まちぢから協議会』では、コロナ禍において活動を縮小せざるを得ない状況にありましたが、コロナ禍を経て、様々な活動が再開され、今後も地域課題の解決に向けた活動の拡大が見込まれています。

そのような中、以下のような事象が生じた場合、条例第2条第2項第2号で規定した認定基準を満たせずに、『まちぢから協議会』の認定が取り消しとなってしまい、条例に規定する市長からの支援を受けられなくなることで、これまで積み上げてきた活動が衰退してしまうことが懸念されています。

| 今後発生が想定される事象 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ マンションにおいては、敷地や建物等を維持管理するマンション管理組合が組織されており、戸建てを中心とした自治会とは、生活スタイルや抱える課題が異なります。そのため、他の自治会と連携して解決を図る必要がある共通の地域課題（住民の見守りや地域の美化等）が少ない状況となっています。このことから、新設のマンションや、既存のマンションにおいて、自治会が設立された際に、『まちぢから協議会』に参加しないケースが発生することが想定されます。・ 役員の高齢化や加入率の低下に伴い、担い手不足の課題を抱えている自治会があります。一方で、新規に自治会を立ち上げようとする動きも出ています。これらのケースにおいては、まずは住民に最も身近な自治会運営の安定化を図り、その上で『まちぢから協議会』に参加することから、一時的に『まちぢから協議会』から抜けたり、『まちぢから協議会』に参加することを一時期見合わせたりするケースが発生することが想定されます。 |
| 認定基準（条例第2条第2項第2号） |
| <p>認定区域における一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体のうち、当該一定の区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、かつ、当該一定の区域に住所を有する全ての個人が構成員となることが<u>できるもの全て</u>が、現に構成員となっているものであること。</p> <p>【条文の趣旨】</p> <p>市長の認定を受けようとするコミュニティは、<u>認定区域で活動する全ての自治会が『まちぢから協議会』の構成員になっていることが必要</u>です。</p> |

4. 条例の一部改正

(1) 条例制定時の考え方

『まちぢから協議会』が活動を開始した平成28(2016)年以前は、各自治会により組織された「自治会連合会」が地域コミュニティの担い手として各地区に存在しており、『まちぢから協議会』は、各地区の「自治会連合会」を基盤として設立されています。

自治会は、住民が生活する地域を基盤とし、お互いに連携・協力をして住みよい地域をつくるために自主的に組織され、住民相互の親睦や連帯感の醸成、地域課題の解決等の取り組みを行っています。地域コミュニティ制度が検討された当時(平成22(2010)年)、約8割の住民が自治会に加入している状況にありました。

自治会は地域住民に最も身近なコミュニティ組織であることから、各自治会が中心的存在となって、地域の各種団体や住民と連携して『まちぢから協議会』を立ち上げ、活動を進めていくことが必要であると考え、「全ての自治会が『まちぢから協議会』の構成員になっていること」を認定基準として規定しました。

(2) 条例の一部改正の考え方

現在の条例の規定では、今後発生が想定される事象が生じた場合、認定が取り消しとなってしまう、『まちぢから協議会』の活動が停滞する恐れがあります。

制度開始当初は、各自治会が中心的存在となり、各地区の『まちぢから協議会』の立ち上げが行われました。その結果、各地区の『まちぢから協議会』の活動は軌道に乗り、地域の各種団体や住民と連携しながら、地域課題を協議する体制が構築されました。

さらに制度開始からの10年間で、各地区では協議の場が定着し、定期的に地域課題についての議論や課題解決のための事業が行われています。そのため、仮に一部の自治会が『まちぢから協議会』の構成員にならなかった場合でも、協議会全体で連携・補完し合うことが可能な体制となっていることから、地域課題の解決に向けた活動を継続していくことに大きな支障はなく、条例施行時に定めた「市長の認定を受けようとするコミュニティは、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていること(第2条第2項第2号)」という規定は、現時点において地域の実情と合わなくなっています。

『まちぢから協議会』として認定を受け活動を開始して以降、各地区ではそれぞれの地域が抱える課題の解決に向け、精力的に取り組みが進められてきましたが、少子高齢化や地域課題の多様化が進む中、今後も市民主体のまちづくりを推進していくためには、『まちぢから協議会』の活動がこれまで以上に必要となってきます。

『まちぢから協議会』は、全ての住民が関わることができ、地域全体のまちづくりに取り組む、地域における総合性を持った組織であることから、全ての自治会が構成員となることを原則としつつも、同認定基準により、『まちぢから協議会』の活動自体ができなくなることは、望ましくありません。

そのような状況を踏まえ、制度上の課題を解消し、将来に渡り、『まちぢから協議会』の活動を継続していけるよう、「認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていること（第2条第2項第2号）」という認定基準について、見直しを行います。

（3） 認定基準の見直しの内容

現状、認定区域で活動する全ての自治会が『まちぢから協議会』の構成員となることを要件としていますが、見直し後の認定基準においては、原則、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっているものとします。ただし、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていなくても、構成員となっていない自治会の区域も含めて、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されると認められる場合は、認定を受けられることとします。

なお、見直し後においても、これまでと変わらず、認定区域の全域が当該『まちぢから協議会』の活動区域となるため、構成員になっていない自治会区域の住民も、構成員になっている自治会区域の住民と同様に、『まちぢから協議会』が提供するサービスを受けることや、活動に参加することが可能です。

| 認定基準（見直し前） | 認定基準（見直し後） |
|--|---|
| <p>認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっているものとする。</p> <p>認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていないものは、認定を受けることができない。</p> <div data-bbox="252 703 769 1137" style="text-align: center;"> </div> | <p>原則^{※1}、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっているものとする。</p> <p>ただし、認定区域で活動する全ての自治会が構成員になっていないものでも、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合^{※2}は認定を受けることができる。</p> <div data-bbox="820 703 1337 1361" style="text-align: center;"> </div> |

| 認定にあたり留意すべき事項 |
|---|
| <p>※1 認定区域で活動する全ての自治会が『まちぢから協議会』の構成員となることを原則としています。認定を受けるにあたっては、新たに設立された自治会に対し、加入促進に努めることとします。</p> <p>※2 当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、地域課題の解決に向けて活動できる体制が構築されていると認められる場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定区域で活動する自治会が出席している任意の会議や会議録等の書面により、『まちぢから協議会』の構成員になっていない自治会と、地域課題を共有した上で、構成員になっていない自治会の区域も含めて、当該地域の各種団体や住民と連携・補完し合いしながら、当該地域が抱える課題の解決に向け、『まちぢから協議会』の活動が精力的に行われている、又は行われる見込みがある場合 |

【スケジュール】

| | R7 | | | | | | | | | | | | R8 | |
|--------|----|----------------------------|---------------|---|---|-----------|---------------------|------------------|---------|--------|-----------------------|------|----------------|--|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 地域への説明 | | まちぢから協議会連絡会へ大まかな方向性を説明 5/7 | 適宜情報共有 | | | | まちぢから協議会連絡会で説明 10/8 | | | | 条例改正内容の説明および各地区対応フォロー | | 条例施行 (4月1日) | |
| 審議会 | | 第1回審議会 5/16 | | | | 審議会から意見聴取 | | 第2回審議会 | | | 第3回審議会 | | | |
| 庁内調整 | | | 文書法務課協議(条例改正) | | | | | | | 例規等審査会 | | | | |
| | | | | | | | 政策調整会議 10/7 | | | | | | | |
| | | | | | | | 政策会議 10/15 | | | | | | | |
| パブコメ | | | | | | | | パブコメ実施 11/5~12/5 | 回答作成・公表 | | | | | |
| 議会 | | | | | | | 全協案件提出 10/9 | | | | | 議案説明 | 3月議会 議決 | |
| | | | | | | | 全協申入れ 10/16 | | | | | | | |
| | | | | | | | 全員協議会 10/23 | | | | | | | |